

議案第 4 3 号

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年清水町条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 29 条、第 31 条、第 44 条及び第 47 条中「おおむね 20 人」を「お
おむね 15 人」に、「おおむね 30 人」を「おおむね 25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。